

金沢市まちなか業務用駐車場整序促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例（平成18年条例第6号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、まちなかにおいて事務所及び店舗が集積している区域として別図に示す区域（以下「制度適用区域」という。）の周辺の住宅地に混入している業務用駐車場を、制度適用区域内に設置する中規模の立体駐車場に集約化することを目的として、制度適用区域内における業務用の立体駐車場の建設に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「立体駐車場」とは、駐車施設が立体的に配置された建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物で、自走式においては、少なくとも地上2階建3層以上の駐車場をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(助成の要件)

第3条 助成金の交付の対象となる駐車場（以下「助成対象駐車場」という。）は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 駐車場の敷地が制度適用区域内にあること。
- (2) 駐車場の敷地が他の施設の敷地となっていないこと。
- (3) 立体駐車場であること。
- (4) その建築物のすべてが駐車場としての用に供するものであること。ただし、国道157号に面する建築物にあっては、その面する部分について、少なくとも1階及び2階の部分は、当該建築物の床面積の合計の3分の1を超えない範囲内で事務所又は店舗の用に供すること。
- (5) 駐車場への自動車の出入りが国道157号から行われる構造でないこと。
- (6) 制度適用区域内の事業所、店舗等において営まれる事業の用に供する月極駐車場又は専用駐車場であること。
- (7) 時間貸し駐車場を併設する場合は、次のアからウまでに掲げる事項に適合すること。
 - ア 併設する時間貸し駐車場の駐車台数は、駐車場のすべての駐車台数の3分の1以下であること。
 - イ 自走式の駐車場については、2階以上の階を時間貸し駐車場として使用しないこと。
 - ウ 機械式の駐車場については、同一の棟において、月極駐車場又は専用駐車場と時間貸し駐車場を混合して使用しないこと。
- (8) 制度適用区域外の業務用駐車場の集約化に資する駐車場として、次のアからウまでに掲げる事項に適合すること。
 - ア 駐車場の使用に係る契約について、制度適用区域外の駐車場からの借換えが確保されていること。

イ 建設しようとする駐車場の駐車台数に応じた業務用駐車場の需要が見込まれること。

ウ 助成金の交付を申請する駐車台数（以下「助成申請台数」という。）が25台以上となる駐車場であること。

(9) その周辺の道路の交通に支障を来さないこと。

(10) まちなかにふさわしい景観に配慮したものであること。

(11) 条例第3条に規定する基本理念に即したものであること。

（立体駐車場の整備に係る事前相談）

第4条 助成対象駐車場を建設しようとする者（以下「駐車場建設者」という。）は、当該建設事業に着手する前に、当該助成対象駐車場が前条に定める要件に適合するか否かについて、市長に相談しなければならない。

（助成対象台数の範囲）

第5条 助成金の交付の対象となる1駐車場の駐車台数は、次に定めるところにより算出する。

(1) 助成対象駐車場のすべての駐車台数から、時間貸し駐車場の台数及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条の規定による附置義務駐車場の台数を控除する。

(2) 前号の規定による控除後の駐車台数のうち、次の条件に適合する範囲内の駐車台数を助成対象台数とする。

ア 助成申請台数が100台以下であること。

イ 制度適用区域の全域において、既に助成金の交付の対象となった駐車台数（以下「既助成台数」という。）と助成申請台数との合計が545台以下であること。

ウ 別図に示すゾーンごとにおいて、当該ゾーンにおける既助成台数と助成申請台数との合計がそのゾーンの上限台数以下であること。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、500,000円に前条の規定により算出した助成対象台数を乗じて得た額とする。

（交付の申請）

第7条 駐車場建設者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成対象駐車場の供用を開始した日から起算して3箇月を経過する日までに、金沢市業務用駐車場整序促進助成金交付申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第3条に規定する要件に適合すると認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、助成対象台数及び当該助成金の額を確定し、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定の際に、必要な条件を付けることができる。

（適用除外）

第9条 市長は、次に掲げる者には、助成金を交付しない。

(1) 金沢市税を滞納している者

(2) 都市計画法、建築基準法その他駐車場整備に関する法令又は金沢市における伝統環

境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）その他の本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認めるもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長がこの要綱の規定による助成金の交付を受けることが不相当であると認める者

（要件等の遵守）

第10条 第8条の規定に基づき助成金の交付を受けた者（以下「助成金被交付者」という。）は、次条ただし書に規定する期間を経過するまでの間は、助成金の交付を受けて建設した助成対象駐車場（以下「助成金交付駐車場」という。）について、第3条に規定する要件及び第8条第2項に規定する条件（以下「要件等」という。）を遵守しなければならない。

2 助成金被交付者は、前項に規定する期間内に助成金交付駐車場が要件等に適合しないこととなったときは、市長にその旨を速やかに報告しなければならない。

3 市長は、助成金交付駐車場に係る要件等の遵守状況について、当該助成金被交付者に対し、必要な報告を求め、又は現地調査等を実施することができる。

4 市長は、助成金交付駐車場に係る要件等の遵守に関し必要があると認めるときは、当該助成金被交付者に対し、必要な助言又は指導をするものとする。

（財産の処分の制限等）

第11条 助成金被交付者は、助成金交付駐車場について、譲渡等の処分をしてはならない。

ただし、金沢市補助金交付事務取扱規則施行規程（昭和51年告示第48号）第3条各号に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成金被交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金被交付者に対し、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

(1) 助成金交付駐車場について、譲渡等を行ったとき

(2) 第10条第4項に規定する助言又は指導に従わなかったとき

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

（あて先）金沢市長

申請者 住所
氏名 印

金沢市業務用駐車場整序促進助成金交付申請書

金沢市におけるまちなか業務用駐車場整序促進助成金交付要綱第7条の規定にもとづき助成金の交付を受けたいので、下記の書類を添え申請します。

記

1. 駐車場の場所 : 金沢市
2. 助成申請台数 : 台
3. 交付申請額 : 円（助成申請台数×500,000円）
4. 添付書類
 - ・ 助成対象駐車場の概要（別紙）
 - ・ 要綱第3条第8号アの規定への適合を証明する資料
 - ・ 助成対象駐車場完成図書（A3版を基本とする）

図面種別	明示すべき事項
位置図	付近100m以内の道路、目標となる物件その他当該駐車場の周辺の状況
平面図	敷地の境界線、駐車施設の配置及び出入口の配置
各階平面図	各階の駐車施設の配置
2面以上の立面図	各階の高さ、外観及び形状
完成写真	全景、出入口周辺状況

（備考）

- ・ 駐車施設の配置において、助成申請台数の位置を明示すること
- ・ 各階平面図、立面図については、機械式の汎用品である場合は、カタログの添付で代用できることとする

別紙

助成対象駐車場の概要

駐車場の名称 ※						
属するゾーン名	ゾーン（ゾーン上限台数： 台）					
駐車場の面積	駐車場の延べ床面積	約		m ²		
	うち、駐車ますの総面積	約		m ²		
	駐車場の敷地面積	約		m ²		
敷地の所有関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地					
駐車台数	階 数	駐車場の用途				
		一般公共の用に供する部分		一般公共の用以外に供する部分		
		時間貸し部分	月極・専用部分	月極・専用部分	うち、助成対象台数	
	平面自走部分	—	台	台	台	—
	地上立体自走部分	階	台	台	台	台
	地下立体自走部分	階	台	台	台	台
	地上立体機械部分	階	台	台	台	台
地下立体機械部分	階	台	台	台	台	
	合 計	台	台	台	台	
助成対象台数	台（うち、借換え確保台数） 台					
工事着手年月日	年 月 日					
供用開始年月日	年 月 日					
連絡先						

従前の土地利用概要

従前の利用状況	<input type="checkbox"/> 平面駐車場、 <input type="checkbox"/> 空き地、 <input type="checkbox"/> 建 物、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
附置義務駐車場の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 台、ビル名： ）、 <input type="checkbox"/> 無
事前相談状況	第1回事前相談： 年 月 日
	最終事前相談： 年 月 日（第 回）

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
- 2 機械式の場合、「駐車場の延べ床面積」欄の記入は不要です。
- 3 駐車台数の欄は、駐車場の構造及び駐車場内における自動車の走行方式ごとに、それぞれ該当する部分の欄に記入してください。
- 4 借り換え確保台数は、助成対象台数の少なくとも2割以上が必要です。

別図（第1条、第5条関係）

